

I. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和元年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和2年11月16日）までに結論を報告したものを除く。

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>利用実態等に係る調査結果を社会保障審議会障害者部会（令和2年3月4日開催）に報告したところ、対象児童の拡大が放課後等デイサービス全体の報酬の在り方に影響を与えるおそれがあることから、対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは困難と暫定的に結論付けられたところ。</p> <p>その後、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和2年10月5日開催）での議論を経て、今後放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度の在り方を考える中で検討することとしている。（この方針については、社会保障審議会障害者部会（令和2年11月9日開催）で報告済み。）</p> <p>今後の具体的な対応については検討中。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和2年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和2年11月16日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し (学校教育法)	文部科学省	<p><平27> 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、<u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><令2> 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の議論を踏まえ、知的障害を加えることについて検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が取りまとめた報告（令和3年1月）において、「知的障害があったとしてもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられるとの意見もあった。他方、知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考えもあり、この点については引き続き検討が必要である。」とされた。 今後の対応については検討中。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	<p>自立支援医療（精神通院医療）受給者証の更新手続きの期間延長（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	厚生労働省	<p><平28> 自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平29> 自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、平成31年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、<u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>適切な自己負担上限額の決定のため、課税状況等を反映した所得認定は毎年実施することが必要であることから、マイナンバー制度における情報連携を用いて職権により受給者の課税状況等を確認する方法について地方公共団体に対し実態調査を行ったところ、受給者の申告がないと把握できない情報（所得認定の対象となる「世帯員」の範囲など）がある等の課題が明らかとなり、情報連携を用いた職権による課税状況等の確認が困難であるとの結論に至った。</p> <p>今後は、当該事務に係る取扱いマニュアルの作成といった事務負担軽減方策を検討し、令和3年夏頃を目途に必要な措置を講ずる予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

(1) 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲 (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	<p>喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、<u>平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>令和2年2月に各都道府県・指定都市・中核市に対して、平成30年2月に発出した通知の効果の把握及び事務の更なる円滑化に向けた検討を行うためのアンケート調査を実施。</p> <p>必要に応じて、喀痰吸引等業務に係る事務の更なる円滑化に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	<p>全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和 (全国ひとり親世帯等調査)</p>	厚生労働省	<p>全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を<u>次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</u></p>	<p>平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえ、次回調査(令和3年度)では、必要に応じて住民基本台帳等の補助的データを利用できるよう検討中。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	<p>乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大 (道路運送法、貨物自動車運送事業法)</p>	国土交通省	<p><平29> (i) 過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 [措置済み(平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知)] (ii) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域(同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。)であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする。また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点を踏まえつつ、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。</p>	<p>対象となる過疎地域の範囲の拡大について、過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域(みなし過疎地域を含む。)であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする通達改正を令和2年9月10日に行った。</p> <p>対象区域の範囲拡大については、令和2年3月に実施した旅客自動車運送事業者・貨物自動車運送事業者に対する調査の結果及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ認められることとなった、タクシー車両による食料・飲料の貨物運送の運用状況に係る検証作業を進め、その結果等を踏まえつつ引き続き検討する予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票（臨個票）の簡素化（難病の患者に対する医療等に関する法律）	厚生労働省	<p><平30> 指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則14条）については、附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><令2> 臨床調査個人票（6条1項）及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>指定難病の特定医療費支給認定申請に係る臨床調査個人票の記載事項について、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減するため、難病法等の施行後5年後見直しに係る厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）において、検討している。</p> <p>当該検討の結果も踏まえ、必要な対応を行う予定。</p> <p>なお、合同委員会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では、スケジュールが想定より遅れる可能性がある。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し （児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、生活保護法、老人福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>次頁のとおり</p>	<p>次頁のとおり</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
<p><平30></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・ 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <p><令2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [措置済み] ・ [措置済み] ・ [措置済み] ・ [措置済み] ・ 老人福祉施設に対する施設監査については、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	幼稚園免許更新対象者の拡大 (教育職員免許法)	文部科学省	<p><平30> 6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(教育職員免許法9条の3第3項)の受講対象となる者を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>中央教育審議会にて、平成31年4月17日に「免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化」が諮問され審議してきたが、令和2年10月に「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(中間まとめ)」において、教員免許更新制そのものの成果や、現在の研修の状況など、教員免許更新制や研修をめぐる制度に関して包括的な検証を進めることとなり、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会で審議を継続する。その状況を踏まえ本件の結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 土木・建築

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し (統計法)	国土交通省	法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、 <u>2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>法人土地・建物基本調査に係る都道府県が行う事務に関する課題について把握するため、平成31年2月から3月にかけて、都道府県の調査業務担当者に対するヒアリングを行った。</p> <p>次回法人土地・建物基本調査における都道府県が行う事務の在り方については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、検討の前提となる平成30年調査（令和2年9月30日に確報集計結果を公表）に係る回収や集計をはじめとした事務の状況、令和2年度に開催する法人土地・建物基本調査に関する研究会等やヒアリングの回答等も踏まえ、事務の見直しに当たって検討が必要となる事項を整理し、令和2年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針

(1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限の都道府県知事から市町村長への移譲 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限については、当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に対し、10月から11月上旬にかけて地方公共団体にアンケート調査を実施し、現在、調査結果を精査中。その結果に基づき令和2年度中に必要な対応を検討する。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

(2) 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

① 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 （液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）	経済産業省	<令元> 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> <令2> 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、指定都市への移譲について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる</u>	令和2年10月から11月にかけて、関係する地方公共団体に対し、液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限の移譲の可能性等について調査を行った。 その結果も踏まえ、令和2年12月に開催された液化石油ガス小委員会において、当該事務・権限について、指定都市へ移譲する方向で進める方針が示された。 引き続き、権限移譲に向けた体制構築のための必要な措置を検討した上で、令和3年3月に同小委員会を開催し、結論を得る予定。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 農業・農地

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
13	<p>農業次世代人材投資事業（経営開始型）における新規就農者に対する就農状況確認及び訪問に係る運用の弾力化 （農業人材力強化総合支援事業）</p>	農林水産省	<p>農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和2年2～3月に実施した実態調査、ヒアリング等の結果を踏まえ、現地確認及びサポートチームの訪問回数や方法の見直しを含めた効率的かつ効果的なサポート体制の在り方を検討し、令和3年度事業への反映に向けて令和2年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大 (健康保険法、児童福祉法及び教育支援体制整備事業費補助金)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	医療保険制度で対応するかも含め、関係者のご意見も伺いながら、令和2年度中に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」において課題を整理した上で、対応を検討予定。
15	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大 (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為(施行規則1条)の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	子ども家庭局における調査研究事業により、医療的ケアを必要とする子どもの保育所等での受入れ状況等を調査中。その結果を踏まえ、令和2年度中に対応を検討予定。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	児童発達支援（6条の2の2第2項）及び放課後等デイサービス（同条4項）の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和2年12月11日に、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、看護職員加配加算の算定対象となっていない看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることとする基本的な方向性を取りまとめたところ。 医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
17	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)	厚生労働省	看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣について、令和2年11月5日に開催した第76回社会保障審議会医療部会及び同年12月23日に開催した第313回労働政策審議会需給部会における議論の結果、へき地の医療機関への派遣を可能とするとの結論を得た。 今後、必要な政令改正を行う。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	<p>首長申立てを行う市町村の基準の明確化 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び老人福祉法)</p>	<p>法務省、厚生労働省</p>	<p>市町村長（特別区の長を含む。）が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条）については、市町村（特別区を含む。）の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和2年10月6日及び同年11月27日に地方公共団体等で構成される「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催。 あわせて、市町村長申立に関する実態調査を行っており、令和2年度末までに当該実務者協議での検討結果を取りまとめる予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	<p>自立支援医療（精神通院）の支給認定の有効期間等の延長 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	厚生労働省	<p>自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、<u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>適切な自己負担上限額の決定のため、課税状況等を反映した所得認定は毎年実施することが必要であることから、マイナンバー制度における情報連携を用いて職権により受給者の課税状況等を確認する方法について地方公共団体に対し実態調査を行ったところ、受給者の申告がないと把握できない情報（所得認定の対象となる「世帯員」の範囲など）がある等の課題が明らかとなり、情報連携を用いた職権による課税状況等の確認が困難であるとの結論に至った。</p> <p>今後は、当該事務に係る取扱いマニュアルの作成といった事務負担軽減方策を検討し、令和3年夏頃を目途に必要な措置を講ずる予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和 (介護保険法)	厚生労働省	指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、 <u>令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>社会保障審議会介護給付費分科会において、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日）が取りまとめられた。</p> <p>令和3年4月からの実施に向け省令及び告示を改正する予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	厚生労働省	精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、 令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	有効期限の延長に関し、令和2年11月に医療関連学会から意見聴取を行ったところ、精神疾患は病状が変化する可能性があり、4年間ごとの更新では長すぎるのではないかと様々な意見があったところ。令和2年においては、地方公共団体の事務負担軽減策として、手帳交付事務における年金関係情報の取得を円滑にするため、情報照会マニュアルを改正した。 引き続き、医学的なデータや地方公共団体の実務の実態等の把握を行い、これらの結果や医療機関等の関係団体からの意見を踏まえ、有効期間の延長を含めた事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年度中に結論を得る予定。
22	ケースワーク業務の一部外部委託化 (生活保護法)	厚生労働省	ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。 ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について 令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、 令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	・令和元年度社会福祉推進事業における福祉事務所の実施体制に関する悉皆調査の結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について整理中。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
23	<p>認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化 (私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査)</p>	<p>文部科学省、 厚生労働省</p>	<p>私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和2年度に実施する調査の発出時期については、新型コロナウイルス感染症の影響により統一化ができなかった。</p> <p>令和3年度以降に実施する調査については、発出時期を統一した上で、調査時点の統一を含め、耐震化調査を行う地方公共団体の更なる事務負担の軽減等を検討し、令和2年度中に結論を得る予定。</p>
24	<p>障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について (児童福祉法)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、<u>令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和2年11月18日に、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、小規模グループケアの加算の算定対象の要件について検討し、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」を令和2年12月11日にとりまとめたところ。</p> <p>検討チームにおける議論を踏まえ、重度障害児支援加算の施設要件について、小規模グループケア加算を算定する場合には、施設要件の一部を満たさなくても重度障害児支援加算を算定できるよう見直す方向で障害福祉サービス等報酬の在り方について引き続き検討し、令和2年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

③ 教育・文化

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
25	小学校専科教員 に対する小学校 教諭免許状の授 与要件の緩和 （教育職員免許 法）	文部科学省	中学校教諭免許状所有者が小学校教 諭免許状を取得する際に必要な在職年 数については、中学校における教員と しての在職年数と同様に、小学校にお ける教員としての在職年数も算入する 方向で検討し、中央教育審議会での議 論も踏まえ、 <u>令和2年度中に結論を得 る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。</u>	令和3年1月26日に中央教育審議会から「中 学校教諭の免許状を保有する者が小学校教諭の 免許状を取得しやすくなるよう、小学校で専科 教員として勤務した場合の経験年数を算定でき るよう要件を弾力化する必要がある。」との答 申が示されたことを踏まえ、必要となる措置に ついて検討を行う。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
26	犬の登録情報の取扱いの変更 (狂犬病予防法)	厚生労働省	市町村長（特別区の長を含む。以下この事項において同じ。）が行う犬の登録（4条2項）については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手續について検討し、 <u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い等について、令和元年12月に各自治体に対してアンケートを実施し、令和2年9月までに結果の取りまとめを行うとともに、犬の寿命及び公衆衛生に関する専門家の意見を聴取した。</p> <p>これらを踏まえて検討した結果、提案を措置する方向で進めることとした。</p> <p>今後、法令改正等の必要な措置内容に関して、各自治体の意見も踏まえつつ職権消除の基準等について検討を進めるとともに、海外転出時の届出事項についても運用面も含め検討を進める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応を優先する必要があるため、検討に時間を要する可能性がある。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
27	<p>環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合 (温泉法、自然公園法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、浄化槽法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壌汚染対策法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律)</p>	<p>経済産業省、国土交通省、環境省</p>	<p>各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和3年4月から、1枚あるいは可能な限り少ない枚数に統合した身分証明書が利用できるよう、関係省令の整備を進める。</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

⑤ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
28	<p>自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和 (道路運送法)</p>	国土交通省	<p>中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>中山間地等における通年での自家用自動車による貨物有償運送については、関係者へのヒアリングを改めて実施した結果、人口減少が進む中で将来的な課題であるものの現状直ちに必要な状況にはないことなどが確認されたことを踏まえ、繁忙期の期間設定（現行：夏期、年末年始など150日を上限）の見直しを含め、引き続き検討を行う</p>

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

⑥ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
29	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	環境省	狩猟免許（43条）及び狩猟者登録証（60条）については、複数種別の同免許及び同登録証（以下この事項において「免許等」という。）を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	狩猟免許及び狩猟者登録証の統合について、統合により生じる課題を整理しながら、具体的な実施内容について令和2年度中に結論を得る予定。その結果に基づき、令和3年度末までに国におけるシステム改修や省令改正等を完了させるよう検討を進める。 また、改修されたシステムを地方公共団体において早期に利用できるよう、地方公共団体に対して情報共有を行っていく。

平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況

Ⅲ. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和3年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの

※前回会議（令和2年11月16日）までに結論を報告したものを除く。

○ 令和元年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 土木・建築

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
30	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化（空家等対策の推進に関する特別措置法）	総務省、国土交通省	<p>代執行（14条9項）又は略式代執行（14条10項）により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」（平27国土交通省住宅局）を改正し、市町村に令和2年中に周知する。</p> <p>また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、<u>施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。</u></p>	<p>代執行等により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法施行後5年の見直しに係る検討の中で、</p> <p>① 令和2年3月に実施した市町村に対するアンケート調査の結果、動産が残されていた特定空家等の代執行等を行った事例のうち、約7割の事例で動産の保管を行っておらず、動産を保管した事例においてもその動産の種類や保管期間は市町村によって様々であると確認されたこと</p> <p>② 令和2年6月～11月に実施した市町村等に対するヒアリングの結果、所有者の意思が把握できない場合の判断基準等を明確化すべきとの意見があった一方で「法で保管を定められると保管場所の確保が困難」、「危険な空家は事前の立入調査ができないため、動産の仕分けが困難」など法で一律に規定することに否定的な意見があったこと</p> <p>を踏まえ、市町村による柔軟な運用を制約するおそれがあるため、動産の取扱いを法で規定しないこととした。</p> <p>一方、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、令和2年12月に「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」を改正し、相当の価値のある動産等について所有者等を確知できない場合の対応に係る考え方等を示した。</p>